

「セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス®・カード」特約

一部改定のお知らせ

2023年12月1日をもって「セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス®・カード」の特約を改定いたしますのでご案内いたします。

■ 「セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス®・カード」特約新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条（カード規約）</p> <p>本カードについては、セゾンカード規約（第6章 セゾンアメリカン・エクスプレス・カード特則含む）に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。</p>	<p>第2条（カード規約）</p> <p>本カードについては、セゾンカード規約（第6章 セゾンアメリカン・エクスプレス・カード特則 <u>第33条乃至第40条</u>を含む）に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。</p>
<p>第3条（カードの発行）</p> <p>本カードにつき、家族カードは発行いたしません。</p>	<p>（条番号削除）</p>
<p>第4条（月会費）</p> <p>（1）本会員は、当社に対し、当社の定める月会費とその消費税等を支払うものとします。月会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）からの分（会員登録月のどの日に登録したかにかかわらず、初月分についても全額をいただきます）を、会員登録月を含む各月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、月会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。</p> <p>（2）（1）なお書きの場合において、本カードを解約又は会員資格を喪失した日が属する月の月会費を最終の月会費として、（1）本文の規定に従いお支払いいただくものとします。</p> <p>（3）セゾンカード規約第35条（年会費）の適用は</p>	<p>（条番号削除）</p>

<p>ありません。</p> <p>第5条（会員資格の喪失等） セゾンカード規約第37条（会員資格の喪失等）の規定を、以下の内容に変更します。</p> <p>第37条（会員資格の喪失等） 第23条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。</p> <p>(1) ⑩月会費のお支払がないとき。</p> <p>《略》</p> <p>以上</p>	<p>（条番号削除） ※以下条番号繰り上げ</p> <p>《略》</p> <p>以上</p>
---	--